

船橋市地域包括支援センター受託法人審査基準

1. 基本的な考え方

この基準は、船橋市地域包括支援センター受託法人に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 評価方法

- ① 評価委員は評価項目ごとに A～E の5段階で評価し、配点に以下の割合を乗じて採点する。

区分	A.特に優れている	B.優れている	C.普通	D.やや劣る	E.劣る
割合	100%	80%	60%	40%	20%

- ② 合計得点が高い順に順位を付け、1位には1点、2位以下には順に1点ずつ加えた点数を順位点として付与する。
- ③ 順位点を提案者ごとに合計し、順位点の合計が最も低い提案者を受託候補者とする。順位点の合計が同点の場合は、1位と評価した評価委員の数が最も多い提案者を受託候補者とする。1位と評価した評価委員の数が同数の場合は、2位と評価した評価委員の数が最も多い提案者を受託候補者とする。3位以下も同様とする。

評価項目（大項目）	小項目	配点	
1. 業務の継続性・安定性	法人概要	10点	70点
	法人実績	20点	
	人材の確保	30点	
	運営の基本理念	10点	
2. 業務の実効性	開設計画・準備	25点	90点
	運営の基本方針	65点	
3. 業務の管理	情報管理	20点	50点
	リスク管理	30点	
4. 見積金額		20点	
総合計得点		230点	

順位づけ判定（例）

		A 法人		B 法人		C 法人	
		採点	順位	採点	順位	採点	順位
委員1	合計	200点	2位	210点	1位	190点	3位
委員2	合計	210点	2位	200点	3位	215点	1位
委員3	合計	220点	1位	215点	2位	210点	3位
総合点		630点		625点		615点	
順位点計			5点		6点		7点
最終順位		1位		2位		3位	